

船橋市で
介護職員として
はたらく人を
応援します！

令和
4年度

介護職員 初任者研修・ 実務者研修の

費用〔受講料〕を 助成します！

研修を修了した後、船橋市内の介護保険・障害福祉サービス事業所で、
3か月以上働いている方が対象です。

※その他の条件については、裏面をご確認ください。また、詳しくはお問い合わせください。

補助の上限額

初任者研修 **10万円**

実務者研修 **15万円**

募集人数（先着順）

- 介護 初任者研修 60名程度
実務者研修 130名程度
- 障害 初任者研修 10名程度
実務者研修 15名程度

受付期間

令和4年6月1日から
令和5年2月28日まで

裏面をご覧ください

問
い
合
わ
せ
・
郵
送
先

介護保険サービス事業所に就業している場合

船橋市 健康・高齢部 介護保険課

〒273-8501 船橋市湊町 2-10-25

電話：047-436-3306

mail：kaigohoken@city.funabashi.lg.jp



障害福祉サービス事業所に就業している場合

船橋市 福祉サービス部 障害福祉課

〒273-8501 船橋市湊町 2-10-25

電話：047-436-2307

mail：shogaifukushi@city.funabashi.lg.jp



令和4年度介護職員初任者研修等費用助成事業補助金について

事業の目的

船橋市では、市内における介護保険サービス及び障害福祉サービスに係る雇用確保及び従業者の資質向上並びにサービスの安定供給に資することを目的として、初任者研修・実務者研修を修了し、かつ、市内の介護保険サービス事業所又は障害福祉サービス事業所に就業する方に対し、船橋市介護職員初任者研修等費用助成事業補助金を交付しております。

介護職員初任者研修とは

介護に携わる上での最低限の知識・技術とそれを実践する際の考え方のプロセスを身に付け、基本的な介護業務を行うことができるようになることを目的とする研修。この初任者研修を修了すると、訪問介護員及び居宅介護職員等として働くことができますようになります。

実務者研修とは

より質の高い介護サービスを提供するための、実践的な知識と技術の習得を目的とする研修。介護職員として働く上で必要な介護過程の展開や認知症、医療的ケア等について学ぶことができます。3年以上の実務経験があれば、実務者研修を修了すると、介護福祉士国家試験の受験資格が得られます。

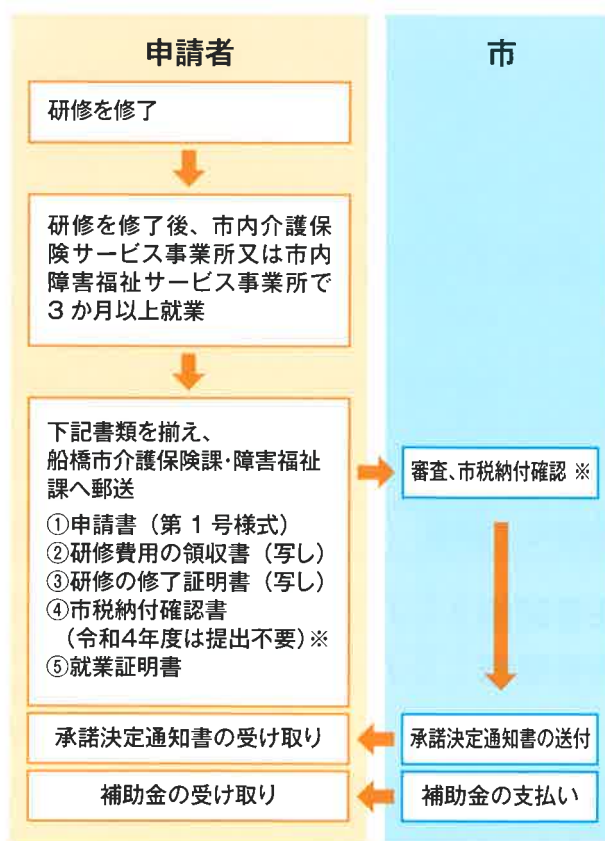
補助の対象者

- 介護職員初任者研修・実務者研修を令和3年(2021年)4月1日以降に修了した方
- 研修修了後、市内の介護保険サービス事業所(一部の介護保険サービスは対象外)又は障害福祉サービス事業所に3か月以上就業し、現在も就業している方
- 就業先の介護保険サービス事業所又は障害福祉サービス事業所に直接雇用されている方(派遣は対象外)
- 他の公的な助成を受けていない方
- 市税に滞納がない方※

その他

- 船橋市外にお住まいの方でも申請できます。
- 詳しい手続きや内容については、申請のてびきをご確認ください(市のホームページに掲載しております)。

補助金支払いまでの流れ



※新型コロナウイルス感染症の影響への対応として、当分の間、市税の滞納の有無については、申請要件として取り扱わないこととなりました。取り扱いに変更が生じた場合は、市ホームページ等でお知らせいたします。